

1. 勧告・原則

①ジョイント・ディグリーの認定に関する勧告(リスボン条約委員会)(2004年)

- 「欧州地域における高等教育の学業・卒業証書及び学位の認定に関する地域条約」(リスボン条約)の附属文書として、2004年にリスボン条約委員会で採択。
- ジョイント・ディグリーの定義として、「2またはそれ以上の高等教育機関間で、あるいは高等教育機関間、あるいは高等教育機関とそれ以外の授与機関との間で、当該機関の連携により開発・提供された教育プログラムに基づき発行された高等教育資格」としている。
- ジョイント・ディグリーに関する原則として、以下の点を掲げている。
 - －ジョイント・ディグリーの保有者が公平に(fair)評価されること
 - －実質的な相違(substantial differences)があることを証明できない限り、権限ある機関が外国のジョイント・ディグリーを認定すべきこと
 - －各国がジョイント・ディグリーの認定にかかる法的な障壁を除去するため国内法令を見直すとともに、認定を促進するための法的措置を導入すること
 - －資格認定を行う権限を持つ機関が、ジョイント・ディグリーの認定を行うこと
 - －ジョイント・ディグリーの認定を促進するため、ディプロマ・サプリメントやETCSを活用すること

②共同教育プログラムのアクレディテーション手続きに関する原則(European Consortium for Accreditation)(2007年)

- 欧州高等教育アクレディテーション協会(ECA)が、共同教育プログラムのアクレディテーションを、複数の質保証機関が相互に行う際の原則を示すため、2007年に策定。
- 共同教育プログラムは「授与される学位の種類(ジョイント、複数、ダブル)にかかわらず、異なる高等教育機関が共同して(jointly)提供するプログラム」と定義し、相互認定にあたっての情報提供や審査、決定時のプロセス等について基本的な考え方を示している。
- このほか、各々の質保証機関が新たにアクレディテーションを受ける際の基本的な視点について示している。

③ジョイント・ディグリー授与における優良事例のためのガイドライン(European Consortium for Accreditation)(2012年)

- 本ガイドラインは、欧州高等教育アクレディテーション協会(ECA)が主導する、共同教育プログラムの質保証と学位の認証プロジェクトの一環として、ジョイント・ディグリーを提供する高等教育機関(及び共同教育プログラム)が優良事例を実施するための参照文書として、欧州各国のENIC-NARIC機関からの助言を得て、2012年に作成された。
- 本ガイドラインでは、ジョイント・ディグリーや、共同教育プログラム等の各種用語の定義が示されている。
- 本ガイドラインは、大学間コンソーシアムが授与したジョイント・ディグリーが他の機関で円滑に認証(認定)されるように、学位授与の際の留意点や推奨事項が、5項目に分けて記載されている。

欧州におけるジョイント・ディグリーに関する主な勧告・調査報告等

2. 調査・報告

① 欧州における修士号及びジョイント・ディグリーに関する調査 (EUA: European University Association) (2002年)

- EUA(欧州大学協会)による各国調査の結果、ジョイント・ディグリーについて共通の定義は存在しないものの(調査当時)、以下の全部または一部の特徴を有していることが報告された。
 - －複数機関の連携によりプログラムが開発または提供されていること
 - －当該学生が他機関における教育プログラムに直接(physically)参加していること
 - －参加機関における学生の滞在期間が、プログラムの相当な割合を占めていること
 - －連携機関における学修期間や試験が完全かつ自動的に認定されること
 - －連携機関がカリキュラムを共同で検討し、アドミッションや試験でも連携していること。また、スタッフが連携先機関で教えることも奨励されていること
- 複数国より、ジョイント・ディグリーの課題として以下のような指摘が回答された。
 - －法的な問題や規制の存在により、ジョイント・ディグリーを修得しても、国家が認める学位は一つしか得られない場合が多い
 - －学位記において複数機関の名称を付することが法的に困難な国が多い
 - －学位取得に当たり少なくとも半分以上の単位を当該機関で取得するよう求める規制を設ける国が多い

② ジョイマン(JOIMAN)・ネットワークによる共同教育プログラムの運営方法についての報告(2011年)

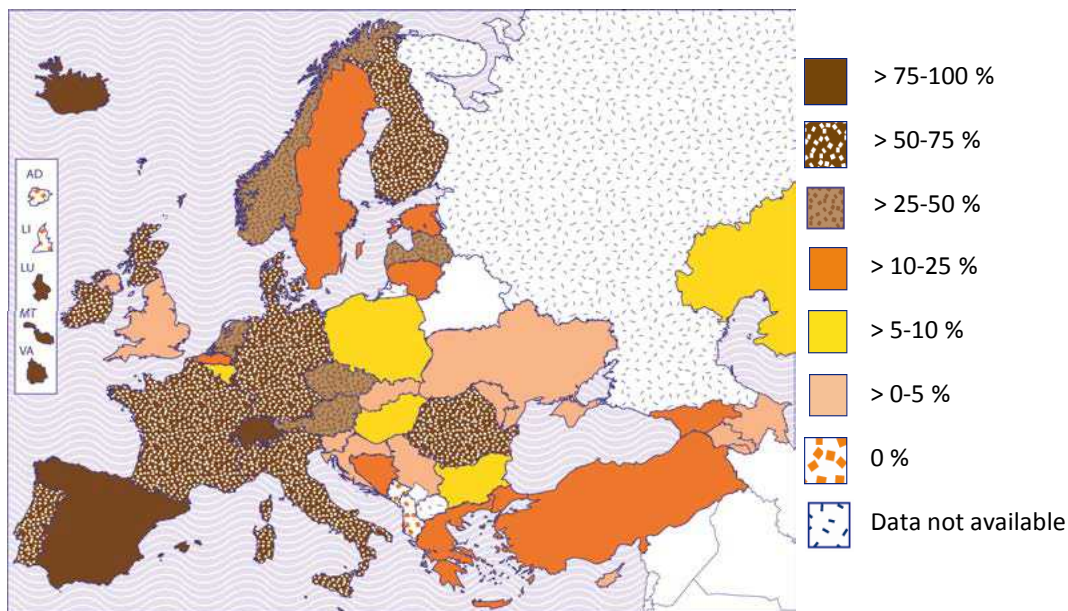
- ジョイマン・ネットワークは、欧州委員会による支援を受けた欧州各国の15大学が参加したプロジェクト。2年間をかけて、共同教育プログラムの管理及び運営についての調査を行い報告をまとめた。
- EU加盟国15カ国の45の機関に対して実施した共同プログラムについての調査結果によれば、共同教育プログラムの実施に対して授与された学位の種類について、44%がダブルの学位、29%が1つのジョイントの学位、それ以外(複数学位、シングル学位等)が27%となっている。
- ジョイントの学位を提供していない理由についての調査項目に対して、47%がパートナー国の法制上の不備、14%が自国の法制上の不備を回答として挙げている。

ジョイント・ディグリーに関する主な国際的な勧告・調査報告等

③ボローニャ・プロセス及び「実施状況レポート」(2012年)

- ボローニャ・プロセスの「ベルゲン・コミュニケ」(2005年)において、各国が、博士課程を含め、大学等によるジョイント・ディグリーの授与を認め、ディグリーの認証を進めることが明記された。
- 同プロセスにおいては、複数の目標を設定し、2年ごとの閣僚級会合に際して各国の進捗状況を外部委員会において5段階評価して公表する「実施状況レポート」を作成しており、その中で、ジョイント・ディグリーの推進状況についても評価を実施。
- ジョイント・ディグリーを授与している高等教育機関の割合が報告されており、その割合は国によっても差が大きい。
- 2012年の実施状況レポートの用語の解説において、通常、ジョイント・ディグリーが提供されるプログラムの特徴として、例えば、下記のような点が挙げられている。
 - －複数機関により共同で発展・承認されたプログラムであること
 - －全てのプログラム修了後、学生は参加機関各国の複数学位あるいは単一の学位を取得すること
 - －参加機関の教員が、他の機関で授業を実施、共同でカリキュラムを計画、入試や試験の審査のための委員会を共同で形成すること

○共同教育プログラムに参加している機関の割合(2010/11)



○ジョイント・ディグリーを授与している機関の割合(2010/11)

